

資料 2

2010年3月31日
2010年9月19日改正
2012年4月6日附則改正

「地域環境学ネットワーク」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本ネットワークは、地域環境学ネットワークと称する。

第2章 目的および事業

(目的)

第2条 本ネットワークは、地域社会の現場で環境問題の解決に直結する研究活動を行う多様な研究主体と地域社会のステークホルダーが集まる場を提供し、交流を通じた情報共有、相互評価と協働の中で、相互に学びあい、育てあうことによって各地の取り組みを活性化して、科学者・専門家と地域社会のステークホルダーの知識生産と協働による地域からの環境問題の解決に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 交流集会、シンポジウム等の開催
- 2 ニュースレター、ウェブ・ジャーナルなどの発行
- 3 「協働のガイドライン」の策定と運用
- 4 ステークホルダー参加型研究評価システムの構築と運用
- 5 前4号のほか、運営会議が適当と認めた事業

第3章 会員

(会員)

第4条 会員は、個人および団体会員とする。

- 2 本ネットワークの目的に賛同する者または団体は、運営委員の推薦を受け、運営会議における承認を経て、本ネットワークの会員になることができる
- 3 会員は、本ネットワークの事業に参加し、総会ならびに交流集会に出席することができる

(退会)

第5条 会員は、運営会議に届出ることにより退会することができる。

第4章 運営

(組織)

第6条 本ネットワークに代表、運営会議、事務局を置く

(代表)

第7条 代表は本ネットワークの理念の共有と会員間の相互作用を促進し、ネットワークの理念に即した諸活動の活性化のために必要な調整を行う。

(運営会議)

第8条 本ネットワークの運営は、運営会議における合議によるものとする。

2 運営会議は20名以内の運営委員によって構成する

(選任)

第9条 運営委員は総会において会議の過半数の賛成をもって選任する。ただし候補者が前条2項の定数を上回る場合は投票によって決定するものとする。

2 代表は運営会議において互選し、総会において承認をうけるものとする

(任期)

第10条 代表・運営委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第11条 事務局は代表・運営会議を補佐し、本ネットワークの運営と諸活動の円滑な実施を支援する。

(会計)

第12条 本ネットワークの活動にかかわる経費については、原則として各会員の自己負担とする。ただし、事業の際に補助金、助成金、寄付金及びその他の収入が得られる場合にはこれを充てるものとする。

(総会)

第13条 本ネットワークは、毎年1回総会を開催する。

2 総会は、代表が招集し、運営委員の互選によって議長を選出する

3 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する

4 総会は、次の事項を報告・審議する

1) 本ネットワークの理念と活動方針に関する事項

2) 本ネットワークの活動状況のモニタリングと評価、および改善に関する事項

3) 運営委員の選出

4) 規約の改正

5) 予算、決算の報告

6) その他

(委任)

第14条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された会議に付議すべき事項について書面をもって意見を述べ、議決することができる。または代理人に意見の陳述と議決を委任することができる。

第5章 規約の改正

(規約の改正)

第15条 本規約は、運営会議による合議によって改正することができる。

2 運営会議は改正の理由と経緯を総会において報告することとする

第6章 雑則

第16条 本規約の施行についての細則は、運営会議による合議によって定めるものとする。

附則

1 本規約は、2010年4月1日から施行する

2 本ネットワークの設立当初の運営委員は、「地域主導型科学者コミュニティの創生」プロジェクトのメンバーとする

3 本ネットワークの事務局は、当分の間、大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 総合地球環境学研究所に置く

連絡先：京都府京都市北区上賀茂本山 457 番地 4

TEL：075 - 707 - 2400 (佐藤) 075 - 707 - 2396 (福嶋)

FAX：075 - 707 - 2509